

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年1月5日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成18年12月12日付け八市産第71号（市民産業部）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072 - 924 - 3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八市産第71号
平成18年12月12日

八尾市監査委員 西浦 昭夫様
同 北山 諒一様
同 大松 桂右様
同 田中 裕子様

八尾市長 仲村 晃義

監査の結果に対する措置の通知について

平成18年6月7日付け監査報告第18-1号の定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

市民産業部産業振興課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
1 文書事務について (1)伺い書において決裁日、施行日等の記入がないもの、鉛筆で記入されているものがみうけられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成18年6月30日)
	伺い書において、決裁日、施行日等の記入のないものは、記入を行いました。 また、鉛筆で記入されているものは、ボールペンで記入いたしました。 今後、適正な事務処理に努めます。
(2)收受文書に收受印のないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規定に基づき適正に処理されたい。	措置状況 1. 措置済(平成18年6月30日)
	收受印のない文書に收受印を押印しました。 今後は文書取扱規定に基づき、適正な処理に努めます。
2 契約事務について (1)委託業務において、月次報告すべきところを半期報告となっているなど、契約内容と一致していないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成18年4月1日付け)
	委託先と協議のうえ、月次報告に改めました。
(2)随意契約において、地方自治法施行令適用条項が適当でないものが見受けられたので、関係法令に基づき適正な事務処理に改められたい。	措置状況 2. 措置予定
	委託事業の内容をよく検討し、少額随契とすべきものについては、今後改善いたします。 委託事業の内容が、2号(競争入札に適さない)の性格も有するものについては、検討のうえ、適正な事務処理に努めてまいります。

<p>3 補助金事務について (1)補助金の実績報告において必要書類が不足しているものや、鉛筆で記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1 . 措置済 (平成18年6月30日)</p> <p>実績報告書に支払い状況が確認できる書類を添付いたしました。また、鉛筆書きのものは、ボールペン字で記入しました。今後、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2)補助金の確定の返還事務において、決裁前に返還命令書を交付するなどの処理が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 2 . 措置予定</p> <p>補助金の返還命令書の交付は決裁後に行うよう、適正な事務処理に改めます。</p>
<p>(3)国への補助金申請等において、伺書の起案決裁日より前の日付で提出しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 2 . 措置予定</p> <p>補助金申請については、決裁後に提出するよう適正な事務処理に改めます。</p>
<p>4 融資関係事務について 八尾市小規模企業緊急小口事業資金の融資に伴う金融機関への損失補償額は、平成18年3月末現在34,134千円であり、そのうち未償還額は28件で20,795千円となっている。催告書の送付など回収に向けて取り組まれているものの、相当長期間の償還滞納者もあり、より効果的、効率的な債権回収を行うとともに、返済不能と判断される場合は、関係法令に基づく処分を検討するなど、適正な債権の回収、管理に努められたい。</p>	<p>措置状況 2 . 措置予定</p> <p>未償還債権については、関係法令に基づいて回収可能債権、回収不能債権などに区分した後、回収可能債権については、引き続き督促状を送付するなど積極的な回収に努めます。回収不能債権については本融資の根拠法令の改正を検討するなかで免除等も含め適正な管理に努めます。</p>

<p>5 財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営について</p> <p>中小企業を取り巻く社会経済情勢は厳しいものがあり、会員数も伸び悩みの傾向にあるので、今後とも財団運営の安定化、自立化に向け指導に努められたい。</p>	<p>措置状況 3 . 検討中</p> <p>財団運営の安定化、自立化に向けて、人件費等の縮減の取り組みを進めております。</p> <p>これまでも、会員組織の拡大と事業メニューの充実に取り組んでまいりましたが、会員数については増加と退会等で相殺され、伸び悩んでいる状況です。</p> <p>今後も、会員拡大の取り組みを強化するとともに、魅力あるメニューの充実や効果的なPRの研究に努めながら、財団運営の安定化と自立化に向けた指導に努めます。</p>
<p>6 外部監査の意見に対する取り組みについて</p> <p>八尾市消費問題研究会補助金に係る平成15年度の包括外部監査の意見に対する措置等については、現在まで数度の改善措置及び検討経過が報告されているが、「事業効果が不十分」の項目について、早期の改善に向けとりくまれたい。</p>	<p>措置状況 3 . 検討中</p> <p>事業評価について改善に向けて取り組みます。</p>

市民課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
<p>1 文書事務について (1) 文書処理簿への件名記入で、收受文書と異なるものが見受けられたので、改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成18年6月12日） 指摘のあったものにつきましては、修正を行いました。また、指摘のあった以後につきましては、文書処理簿への件名記入について、正確に記入しています。 今後も適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 伺書において過剰な決裁が行われているもの、公文書公開区分の記入がされていないもの及び公開非公開の取扱いが誤っているものが見受けられるので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成18年6月12日） 今般、指摘のあった以後につきましては、伺書の決裁について、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理しています。また、公開非公開の取り扱いにつきましても、適正に処理しています。 今後も適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) ファイルの基準表が年度当初に作成されていないので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成18年6月12日） 今般、指摘のあった以後につきましては、ファイルの基準表について、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理しています。 今後も適正な事務処理に努めます。</p>
<p>2 契約事務について 随意契約において地方自治法施行令の適用条項が適当でないもの、また、伺書に契約書案が添付されていないものが見受けられるので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成18年6月12日） 今般、指摘のあった以後につきましては、事務処理において、随意契約の地方自治法施行令適用条項については、誤りのないように事務を処理しています。 又、伺書に契約書案を添付しています。 今後も適正な事務処理に努めます。</p>

保険年金課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
<p>1 文書事務について (1)高額療養費(委任払)等給付申請書において、必要事項の記入漏れ、押印漏れ等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成18年11月1日以降) 各給付申請書については、関係法令等遵守し、今後の制度改正の方向性も見極めながら、市民にとって記入しやすい申請書様式の作成に努めるとともに、指摘がありました事項に関して、より一層のチェック体制で記入漏れ・印漏れのしないよう事務処理を図りました。</p>
<p>(2)納付組合補助金請求書の添付書類である領収証において、領収日等の記入漏れ、押印漏れが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定 納付組合に対して、請求書等関係書類の記入方法等に関する周知を行なうとともに、指摘がありました事項に関して、より一層のチェック体制で事務処理を行っていきます。</p>
<p>2 支出事務について (1)支出負担行為書において、内訳の記載誤りが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成18年10月1日以降) 指摘がありました事項に関しては、適正な事務処理が行なえるよう、財務会計入力処理担当を複数設置し、入力処理後において、入力者以外の職員によるチェック体制を強化しました。</p>
<p>(2)前渡資金の精算において、一部期間の経過したものが見受けられたので、毎月ごとに精算の必要なものについては、八尾市財務規則に基づき、速やかに処理されたい。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定 前渡資金の精算について、被保険者からの申請受理後、現金支給希望者に現金支給決定通知を送付し、来庁いただくまで日数のかかる方がおられ、やむなく精算に時間を要した月もありましたが、指摘がありました事項に関して、今後は振込みによる支払い勸奨を積極的に行なうとともに、電話連絡・来庁案内文書の再送付などを綿密にし、速やかに処理するよう努めていきます。</p>
<p>3 国民健康保険料の還付事務についてについて 被保険者の遺族等から行なわれる保険料の還付申請の取扱いについて、申請者と被保険者の続き柄を明確にするなど適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定 被保険者の遺族等から行なわれる保険料の還付申請の取扱いについては、平成19年1月1日以降、還付金申請書に加え、別途「申立書」を提出してもらうことにより、被保険者との関係を明確し、適正な事務処理運営を行います。なお、還付通知書送付時に、「申立書」の提出に係る周知を行います。</p>

<p>4 国民健康保険料収納対策等について</p> <p>平成 13 年度の行政監査の結果等を受け、国民健康保険料滞納者に対する対応の強化をはじめ、口座振替による徴収の推進や保険料納付の P R、国民健康保険推進員業務の充実等の収納対策を実施されているところであるが、引き続き、平成 18 年 3 月に策定された「八尾市国保料収納対策緊急プラン」に基づき、収納対策の強化に努められたい。</p>	<p>措置状況 1 . 措置済 (平成 18 年 7 月 1 日以降)</p> <p>平成 1 8 年 3 月に策定した「八尾市保険料収納対策緊急プラン」に基づいた具体的収納対策事業計画を立て、平成 1 8 年度より実施しており、また、今後も実施していきます。</p>
---	--